

情報提供

2020年4月22日

大阪市商店会総連盟 常任理事 様
各区商店会連盟 事務局ご担当者 様

大阪市商店会総連盟 事務局

いつもお世話になっております。

さて、大阪府より協力のお願いが参りましたので、お知らせいたします。

災対 第1174号

令和2年4月22日

大阪府商店街振興組合連合会 様

大阪府危機管理室災害対策課長

新型コロナウイルス感染症対策「緊急事態宣言」に伴う対応について（お願い）

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

本府では、4月7日、国の緊急事態宣言を受け、本部長（知事）が、緊急事態措置として府民に対する外出自粛の要請や主催者に対するイベントの自粛の要請を行っており、さらに、オーバーシュート（感染爆発）の危険性があることから、4月14日から5月6日までの間、新たに対象の施設に対し休止の協力要請を行っているところです。

貴団体下の商店街所属の小売店舗等生活必需物資販売施設については、適切な感染防止対策を講じていただいたうえ営業していただくよう要請しているところです。

適切な対策を行われていると存じますが、府が設置している緊急事態措置コールセンターには、商店街や小売店舗の感染対策の強化を要望する声も寄せられています。

つきましては、営業継続の際には感染拡大防止を図るため、「三つの密〔①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）〕」を避けるための取組みを講じていただくことはもとより、感染防止対策の強化として、例えば、看板の設置や放送等によりソーシャルディスタンスの意識啓発を進める商店街を挙げた取組みや、よりきめ細かな取組みとして、各小売店舗では消毒・清掃の励行とともに、対面販売における透明の間仕切りの設置や、総菜販売の「バラ売り」から「パック詰め・袋詰め」への変更等の対応を講じていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

※参考ホームページ「スーパーなど小売店舗における感染拡大防止のための取組事例」（経済産業省、農林水産省、消費者庁および流通経済研究所）<https://distribute-dei-taisaku.jp/>

問い合わせ先 代表 06-6941-0351
大阪府危機管理室災害対策課
塩瀬、永島（内線4710）

なお、依頼文の宛先は、大阪府商店街振興組合連合会のみとなっておりますが、府内の商店街等に対するお願いとなっておりますので、同様にご協力くださいますようお願いいたします。